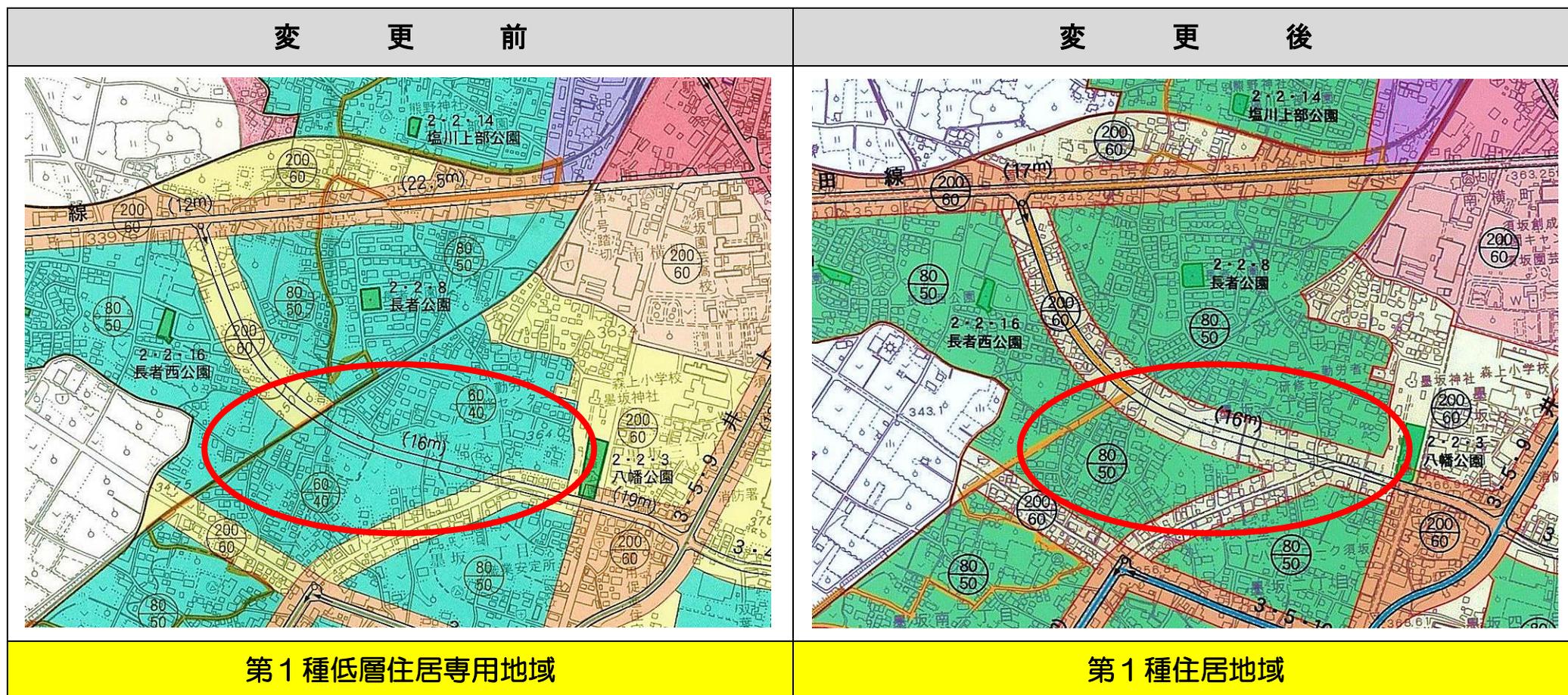


# 須坂都市計画用途地域（八幡北地区）の変更に伴い 騒音規制法・振動規制法に基づく規制、騒音に関する環境基準が変更しました

今回、須坂市八幡北地区に計画されている都市計画道路臥竜線の延長約 300 メートルについても事業認可が行われ、都市施設の整備が確実に became ことから、有効的で合理的な土地利用が図れるよう、八幡北地区の臥竜線の沿道区域（片側 30 メートル幅の両側約 2.4 ヘクタール）を平成 25 年 7 月 25 日より、第 1 種低層住居専用地域から第 1 種住居地域に変更しました。

これに伴い下図の地域は、騒音規制法・振動規制法に係る指定地域、須坂市騒音に係る環境基準類型が変更しました。



須坂都市計画用途地域に関する詳しいお問合せは、まちづくり課になります。